

歴史的に深く獨逸地中に根底を有する争鬪は、一撃の善く撲滅すべきにあらず、故に吾人は吾人の反對者を善く寛容すると同時に、戦鬪準備は一日も緩かにすべからず。凡生命は一の戦争なり、内部の戦あるにあらざれば、吾人は遂に支那人と擇ぶ所なく、化石人種となるに至るべし。戦争あらざれば生命なし。要は只國民的問題の生ずるや、一の集合點を發見するにあり、而して其集合點は國家とす、此國家は希望上の國家にあらず、現在の國家なり、故に余は諸君と共に帝國及其代表者たる皇帝の健全を同音に祝せんことを希望す。又諸君中千九百五十年迄生存せらるゝ者は、其年に於て十分なる満足を以て、皇帝及帝國萬歳を唱へ、祝盃を擧げられんことを切望す。

嶋津泰清公の遺事

舎紫樓主人

嶋泰清公は、其の祖、得佛公より第二十世にして、近代の明君なり、幼名は、虎壽丸、實陽公の嫡子、御母は、伊勢氏、寛永九年壬申四月朔日、江戸櫻田の藩邸に生れ給ひ、元服を加へて、又三郎と改め稱せらる、慶安四年辛卯、公年二十歳、又名を綱久と改めらる、明暦元年乙未、年二十四歳、始めて御入部あり、一年へて、復と江戸へ赴かせらる、其の例は、皆他の諸侯に同じ、寛陽公を佐けて、國政を聽き給ひしが、未だ封を襲つぐに及ばずして、疾やきて、江戸の芝郎に薨とじ給ひき、時に延寶元年癸丑、二月十九日、年四十二、本府の福昌寺に葬り、泰清と諡を奉つる、

公生れながらにして、天資粹美、穎悟夙に成る、幼き時より、文學に志し、嘗て如竹を屋久嶋より徵めされて、業を受けらる、一日、侍臣に宣はく、吾が祖先、貫明公また及慈眼公の如きは、干戈騷擾の時に在おしま

したれども、暇だにあれば、文學を修め、且は心を風雅に留め給ひし故、群臣風を承けて、皆文雅に志さざるはなかりき、夫れ吾が祖先、亂世にねはしてすら、此の如し、今、我等其の百戰の力に因りて、無事の時に生る、いかでか、力を學に用ひざるべき、然るに、世の中、泰平なれば、人心怠り易きが、習ひにて、方今、家老より、下つ方、皆その職を忽ゆるがせにし、復學を事わざとせず、斯かくては、今より以往おまつめた、學を好まむ者、益々少なくなりぬべし、嘆はしきことなり、然れども、我等、身を以て、これに先んせば、庶幾ちひがはくは、人も觀感かんかんする所ありて、更に學問を好む風にも向ふべきか、汝等、能くく此の心を体し、子孫に見に任せて、事に従はゞ、必、人情に逆ひ、衆心を失ひて、禍害を後世に貽つたすべし、將また又不學の人は、必、學問を惡にくみ、これに處あて、疑はぬ者ぞ、上にある者、よくく鑒あみざるべからずと、の給ひきとなり、公少き時、その傳、諏訪兼利、申上げけるは、歌は、性情を和げ、人心を感せしむる者に候へば、無益の業に候はず、御祖宗の、皆能く歌を詠ませられ候ひしも、其の故にて候ふなり、若殿わが様も、少しくこれを學び給はず候ふやと、申し、かば、公その言を聽きき給ひて、一日、百首詠みて、兼利に見せらる、其の詞、既に絶妙に至り、其の述べ給へる所は、多くは生民を憂ふるの情なりしかば、兼利これを見て、擊節讚嘆して止まず、因りて歌を其の後に題し奉つる、その意、他日、この御心を以て、仁政を施し給はゞ、草木に至るまで、皆その潤澤を被らむとなり、後、果して、其の言の如し、

公十餘歳に甫おほびて、書を學び給ひ、その筆蹟を左右に示さる、左右傳へ觀て、交々譽申す、時に、御膳部方に、竹内助市といふ者あり、極めて正直なる素性すじやうにて、君にも、これを以て愛せらる、公左右に、助市は、余が善行あるを見れば、已が身に出たるやうに喜ぶ、今この書を見れば、又必、喜ぶべしとて、召さ

る、助市、参りて拜見し、さて申しけるは、空言まこと申して、譽め奉つれば、王義之にも似たりと申さんも、宜かるべく候へども、實以て申さば、運筆のしどけなき、蚯蚓かみずの地を這ふやうなりとも申すべし、左ばかりの書は、牛牽馬追ひきまおひの童といふども、能く猶仕つるべし、今、若殿様は、三國に主たるべき御方なるに、一向に、御手の似給はざるは、恐くは、衆人の物笑になり候はんと、思ひ参らせば、そゝるに、若殿様の御爲めに、耻しく存知奉つると、憚なく申して、退りければ、左右の人、助市が例の愚さよと、笑合へりけるに、公獨嘆じて、の給はく、助市が言、實にも然り、且、吾書を習ふ、僅に一月餘なれば、いかでかはやく上達すべき、先きに妙と譽申し、者は、皆諂へつらひ申して、我を給けるなりと、宣ひしかば、衆これを聞きて、聳懼おそざる者なく、此より相戒めて、各正直となり、敢て虚言を吐き、詐偽を懷く者、たのづから、なくなりしとぞ、

嘗て、大慈寺の主僧を召されて、貞觀政要を讀ましめて、聽き給ふに、公いつも、朝服して、これに對し給ひ、その容貞、極めてれごそかなりければ、主僧、公の倦み給はんことを、恐れて、申しけるは、貧道、侍讀し奉つるに、必しも朝服し給ふにや及ぶべきと、申し、かば、吾、太宗の嘉言懿行を聽く故なり、朝服せるは、太宗に對ひてなり、師は我に事まつる者なり、吾、師の爲めにしかするにはあらずと、の給ひきとぞ、

公天性篤孝、寬陽公に御目見みあるごとに、容色極めて恭しかりしかば、寬陽公も、愛して憚かり給ふ、一夕、公、御安否を伺給はんとて、参り給ひけるに、寬陽公、折りしも、みさかりに、宴樂を催し給ひけり、公、至り給はんと聞きて、遽はなに飲を止め、左右に命じて、書を取りて御覽じ給ひて、吾其だ薩摩守に慙づと、御意あり、程なく、公入りて、見え給ひて、宣はく、大人、御年漸く老い給ひて、血氣もれのづか

ら衰へさせられ候へば、宜しく優游宴樂あらせられ候へかしと、存候ふに、今この夜陰にあたりて、書見し給ひては、恐くは、御精神を損ね給ふべうもや候はん、國の政に至りては、我等、諸臣と相議りて、施行仕まつるべければ、搆へて、御心を煩はし給ふべきに及ばず候と、申されて、退出ありければ、寛陽公、いたく其の孝心を嘆稱し給ひさとなむ、

公嘗て便室に於て、寛陽公を饗し給ふ、寛陽公、常に假山を好み給へばとて、期に先だちて、公親ら跣になり、役夫と共に樹石を移して、山を作り給ふ、さて、期に及びて、寛陽公到らせられ、假山を望み、左右に仰せられけるは、守、平生此等の物を好まず、而るに、今俄にこれを營みしは、吾が好けるどてにやあらむと、申されて、不興の色あり、竟に歡を盡さずして、罷め給ひしかば、公痛く悔い給ひて、數日經て、猶憂色あり、群臣その故を知らず、怪みて問奉つれば、吾、さきに、心力を盡して、假山を營み、以て大人の娛樂に供へ奉つりしに、却りて、その御意に違ひぬ、是れ吾が心の安からざる所以なり、且古の孝子には、父母怒給ふとも、その意に聊も思はず、色にも見さず、深くその罪を受けて、愛憐せらるゝやうに、心を用ひし者ありとかや、今吾は、色にこそ見さゞりしが、意にれもふ所なきにあらさず、いかでか愛憐せらるべきと、御意あり、又嘗て事に因りて、驩を失ひ、甚く自責め、一室に退りて、悉く姫侍を屏け、唯一人の老婢に給事せしめ給ふ、其の室の西に、窓ありて、夕陽座に入るを見て、或人、大工を召されて、改作遊ばされて何如に候ふやと、申せども、聽き給はず、此は、大人の修營し給ひし室なれば、私にその制を改むべきにあらさずと宣ふ、他日又入りて見え給ふに、寛陽公與に言給はず、公懼れて、退り出て、次室に止まり給ひけるに、近臣の別府式部、これをみて、無念に思參せて、即て入りて、寛陽公を諫奉つりて曰く、主公の世子を不満に思召すは、何故に候ふや、世子の人となり、仁孝恭

儉、且、位號も已に定まり、令望も日に高く、誠に曠世の偉器にわたらせられ候は、主公の能く及び給ふ所にあらずと、皆々申合ひ候ふは、とさま外方一般の論に御座候へば、主公の世子をあへし遇らひ給ふにも、宜しく意を用ひさせ給はざるべからずと、申し、かば、寛陽公、意始めて解け、果して其方が申す如くならば、吾復何をか憂ふべきと、仰あり、さて式部はなわらひ罷出つれば、公その手を執り、泣を垂れて謝して、の給はく、幸に汝が保護を得て、初めて罪を免かるゝことをえたり、吾、修身これを忘れじと、御意ありきとぞ、

公、江戸に御座し、時、一日、東叡山に御詣あり、時に空寒く、大に雪ふる、公乃盡く輿の窓を開き、両手を展べて、倚よりかゝり給へるに、雪御手に満てり、從臣進み出て、大雪此の如くに候、何ぞ窓を閉ぢさせ給はずや、且、尊体素と病弱におはしまし候ひて、この風寒に觸れ給へる、尤御攝生の道に違ひ候はんと、申せば、予、素より寒を厭はざるにはあらず、されども、吾思ふに、人のこの世に生る、均しくこの心性形骸を具ふ、貴賤に従うて、異なる所なければ、從者も、吾と同類なり、吾、宿世の善根に因りて、福報を受け、今や大邦の家嗣よつぎとなり、從者は、皆その身を忘れて、我に仕へまつる、故に吾常に吾が徳の薄くして、その任に堪へざらんことを恐るゝなり、殊に今、從者ども、皆徒跣にて、雪中に暴らす、然るに、我獨、輿中に坐して、心安かるべきことかは、手をのして、寒にあたらば、せめては、少しくその苦を分つにも足らんかとてなりと、の給ひしかば、從者これを聞きて、皆感涙に咽びけりとぞ、その仁恕にして謙讓、崇高をもて自居給はざりしこと、率ねこの類なりといへり、
(未完)